

令和2年5月4日

緊急事態宣言延長に伴う 会館の貸館対応について

令和2年5月4日（月）政府から全国を対象とした緊急事態宣言の期間延長が発令され、和歌山県では、令和2年5月15日（金）まで県外来訪者の受入自粛及び施設の休業要請が引き続き発令されました。

これを受け、和歌山県民文化会館においては下記対応を行います。

会館をご利用の皆様には、大変ご不便をお掛けいたしますが、何卒、ご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 県外来訪者の受入制限について

現在、施設においては、県外からの来訪者の受入を制限させていただいております。また、県外からの来訪を伴う施設の利用については、当期間、利用をお断りさせていただきます。

2 施設の貸出中止について

現在、不特定多数の集客を伴う可能性が高いホール、展示室の貸出を中止しておりますが、その期間を令和2年5月15日（金）まで延長します。会議室、駐車場、施設の予約受付は、平常通り営業します。

3 施設の利用取消に係る特別対応について

(1) 緊急事態宣言が発令されている期間の対応

緊急事態宣言の発令と合わせ行っている特別対応を延長し、令和2年5月15日（金）までの間、ホール、展示室、会議室等の全ての貸出施設のキャンセル料を無料とします。

(2) 不特定多数の集客を伴う可能性が高い施設の対応

不特定多数の集客を伴う可能性が高いホール、展示室は、下記条件のもと、キャンセル料を無料とします。

対象期間	令和2年5月16日（土）～12月28日（月）の間
6月中の催し	利用日の14日前までに利用取消の申請があった方
7月以降の催し	利用日の30日前までに利用取消の申請があった方

[補足]

- ・上記3(1)、(2)については、特別対応を発令した令和2年5月4日時点で、既に正式申込が完了した利用者に限ります。仮予約の方は対象外です。
- ・期間外予約者及び抽選会優先予約者についても同様の対応とします。
- ・会議室は平常通り営業しますので、上記3(2)の対象外です。

【問合せ】 和歌山県民文化会館 [営業時間 8:45～21:30]

〒640-8269 和歌山市小松原通1丁目1番地 TEL:073-436-1331/FAX:073-436-1335

■2Fレストラン『サントピア』は、5月7日(木)より、平日ランチタイム[11～14時]のみ営業